田原市医師会看取り支援体制について

趣旨：超高齢社会を迎え、今後ますます在宅医療の推進が求められている。田原市においても年々施設看取りや在宅看取りが増加傾向にあり、医師の高齢化や働き方改革に伴い、24時間３６５日の在宅医療に対する改善が必要である。そこで、医師の負担軽減を図り、継続して患者個々の要望に沿った最期が迎えられるよう田原市医師会内で看取り支援を行うため医師間の協力体制を整えることとした

目的：患者個々の要望に沿った見取り支援

　　　医師の負担軽減

対象：患者本人ご家族の要望があり、最期まで自宅（施設）で過ごすことを望まれている方

DNARを望んでおり、心肺蘇生に関する医師の指示書が作成されており、かつ患者

や代諾者の同意署名が記載されている方

言葉意味：依頼医…主に診察を行っている医師。看取りを依頼した医師

　　　　　支援医…依頼医に代わって看取り支援（代行）を行う医師

利用：依頼医が、個人や公の理由により見取りが行えない可能性がある場合に利用することができる

　　　利用できる日時はGW・年末年始等含め1年を通じて利用することができる

　　　看取り支援医は田原市医師会員（A会員B会員）で支援体制に同意した医師

参加加入や辞退はいつでも自由に行うことができ、制限は特に設けない

利用や支援を行う医師は、医師会在宅医療サポートセンターに申し出る（口頭）

在宅医療サポートセンターは登録メンバーをリスト化し管理する

＜看取り支援医の依頼の流れ＞について

1. 依頼医➡事務局（在宅医療サポートセンター）に**田原市看取り依頼書（様式１）**を提出する

➡②サポートセンターは支援登録医全員に依頼状況（依頼書様式1）を発信する。

➡③支援医は対応の可否をサポートセンターに返信する

➡④サポートセンターは支援医（手上げ方式）の中から該当者を人選し、支援医を決定する

サポートセンターは、依頼医、支援医及び担当看護師（訪問看護・施設）に結果を報告する

➡⑤依頼医は死亡診断書の作成。（死亡日時及び医師サイン以外を記入する）死亡診断書を担当看護師に提供する（看護師は医療機関に取りに行く）

　　➡⑥患者死亡時、訪問看護師は家族からの連絡を受ける。

➡⑦担当看護師（在宅・施設）は、直接支援医に連絡を行う

　　　※支援医への連絡可能時間は**６時～２１時**までとする

夜間21時以降翌朝6時までは待機時間とする。

⑧在宅/施設患者の死亡確認

　死亡診断書：支援医➡死亡日時、サインを記載

　　　　　　　原本➡ご家族

　　　　　　　※支援医は診断書内容を写真又はコピーで控える

⑨担当看護師（在宅・施設）は、支援医による看取りが行われたことを依頼医及びサポートセンターへ報告する。※フロー図参照

**＜**看取り料金の算定＞

　　　➡⑩振込依頼書（様式3）サポートセンターが依頼医へ発行する

⑪依頼医が診療報酬を算定する。

依頼医は支援医に対し報償費を提供する

　　　　＜支払い方法＞

医師会事務局は、依頼医に**「看取り支援　振込依頼書」様式2**を発行する

依頼医は、定額料金を医師会事務局に振り込む

→　医師会事務局は、実施毎に支援医に入金を行う

※田原市医師会にて統一した定額料金（報償費）とする（診断書料及び交通費込み）

　　待機状態にある場合、依頼医が拘束料を支払う　※料金表参照

＜その他＞

　・医師会在宅医療サポートセンターへの依頼は支援予定日の2目前までに※**依頼書様式１**を提出する。サポートセンターの休日・休暇日の場合は、休日開始2日前までに申し込みを行う。なお、緊急を要する場合は要相談

・患者情報共有について

**依頼書様式１**の項目に沿って患者の状況注意事項等詳細内容を記載する

・在宅への交通確保について

　　　支援医自らナビゲーション等利用し患者宅に向かう。自宅が分かりにくい場合は

目印となるところまで行き、ご家族に誘導を依頼する。

・死亡診断後は担当看護師から原本を受け取り日時・サインを記載し、ご家族に渡す。

担当看護師は死亡診断書の原本コピー又は写真に保存し、依頼医に提供する。

・看取り支援を依頼する場合は、市内訪問看護ステーションの利用を推奨する

・看取り支援をキャンセルする場合は、医師会サポートセンターに連絡を行う

サポートセンターは支援医・担当看護師に連絡する。

**・看取り支援を依頼していない場合や、依頼医に連絡がつかない等突発的な看取りについては救急対応を行う。**

　・依頼医は支援医を非常勤登録が必要となる。東海北陸厚生局に対して「保険医療機関届出事項変更（異動）届」を提出する。この手続きは、提出日が事後であっても問題ない。

　・依頼医が法人以外の場合は豊川保健所にも非常勤医師登録の手続きをする必要がある

2024.12初版　　　改定見直し：2025.5